

天皇御元眼和抄

14
2478
59



150

140

130

120

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

天皇御元服和抄

紙之数十二枚
奥書滋野

抑天皇御元服と申すは清和天皇よりえりありタル
事也と云ふ。十五歳の例ハ 清和 陽成 朱雀 花園
後花園 十四歳ハ 圆融院 十三歳ハ 後休見院 十二歳ハ
近衛院 但しこれ當時去る去年廿一年十一歳も又は十二歳も元服あり
例云々川口等く 五十一歳ハ 一條院より云々御陣座を定めり然ち周成五
多羽 崇徳 有倉 後多羽 云御門 後堀川 後深草
後宇多 後小松 中御門院より云々廿一年も行ひこれ
侍り一すう西月より叶乳行ひる一日の例ハ 信和貞觀
多羽 天永 崇徳大治 中御門實永 二日例 陽成 元慶 但し
大君也云々 二日例 圆融 天福 後深草 寛仁 有倉 加應
後多羽文治 去御門元久 後堀川兼久 後源宗建長 後宇多建治
後休見 正安 花園 達慶 後小松元徳 後花園 永享 四日例
朱雀 承平 遠播 久安 五日例 一條 永祚 堀川 寛治 四條仁治
等なり 大君下その例か一まつゆの事 伏庭又

院殿上又ハ拵柄の直盧にて御元服定めり實治文治
元久寺ヨハ直盧ヨリ行ひる嘉應にも直盧ヨリ定あり
ヨリ一ニ日松敵指政系内ノ済次ヨリ小松資盛羽山の
志義ヨリ平成の侍と狼藉ヨ及ヒテ俄ヨトモヨリ
て將ヨ院殿上にてヨリ行ひれ侍ヨリ四半身元服
引ヨリキヨリ乃奉幣使と伊勢左神主モアリ又
山陵ヨ告ヨ天智天皇山階北陵ヨのカ曾祖父
祖父父の陵をヨアリ祖父父御召みの時ハ言祖父
作ヨ久安ヨハ倫言小して作ア大治ヨハ院宣ヨして作ヨシ
足ヨリ貞親ヨハ大江吉人ハ唐礼ヨリ而作ヨシ
之ヨリ式ヨモリて作ヨシ中御門右府記ヨリ之ヨリ
大江雄時御先寬治參議大江匡房卿天祿權中御言源延光卿
大治國久安有仁時方吉人久安右大臣實行ム時大臣吉人
ノル相田

天永左大臣源俊房公作ヨリシヨリ嘉應後經宗公文治
實定公元久多家實公承久多家通公仁治多良實公達長
義滿公永享源義教公室永芳輔實公木昌左大長にて作ヨリ
けが公明御に吉日とリて職事ヨリ御主ヨマナタヨリ廿月廿八日に御元服
侍ヨリナリそれとまゝ御前ヨマナタヨリ南面ヨリ御主ヨマナタヨリ
公卿東帶にて歛上につく指政職事ヤ内装束の具否
ヨリ也南面セヨマナタヨリ洋儀ヨリ行ヒ奉女子とセ石
職事不事故ヘナトヨマナタヨリ事モ元、左吉位の座ヨ
つく職事ヨリ下正大臣外記メリて下トヨマナタヨリハ年
あるて正月御元服ノ當日平明ニ不司御装束と奉仕す
公卿象堂ヨリヨリ装束ヨリのせち急のトト仕度ヨ候既

左大臣 端座より候て外記つゝて諸司具否をとせり行ぬ 行事
翁人少廟東の御屏風の下に二階として御洞度をなす主上
童服を 御緑角黄檻染闊脰山袍を 羽御の少廟の大床子
にすすむ様 政御福より候りまくに圓座より候す内侍姫玉を
うて前後より候り たるを次ね うちも大床子の間にすく大房
供奉のものと 屏風の外の翁人頭以下青子より御傍親の
人ありて 指政のうそとにゆきをせし事 天永より中納言中將
法性寺 嘉應左大臣 月輪文治左大將後醍醐仁治左大臣 四明寺をと
候れり や永享より御傍親の人を多くにうて一會の儀奏
ちよし おとしに至りぬ次又み位翁人二人 唐臣洋和不とひそ
草創の少方に至り唐臣洋和不あり指政翁人と能冠の人を
めし 船冠と下の元服より理髮の役のとけ役のゆ江邊等

又殿上四位以下堪能者奉仕するのせり 義平蔵人少將
翁忠天祿内蔵頭助信鈴木 永祐右中將正清鈴木と云ふ
所逐系也るよし 伊賀守陳政をつゝく 干時内蔵頭
權美源 海政朝に 権記より頭辯定頼 寛治内蔵頭後師信朝に 天永
内蔵頭頤隆朝に 大治内蔵頭翁家保朝に 久安右中將翁先頼
翁大平忠盛 平忠盛 嘉應文治元久義久仁治建長建治正安
延慶至徳永享宝永皆に内蔵頭これを勅むほの束帶 鍔
を被ふる人より當色とす 紫小袍帶袖を諸司れ小忌より後
にうちみて帶をとて前後茅よりらむありその作法ハ 以下の
理髮のまゝかとすに空頂黒幘とて冠の羅を二重よして花形
に作りて紫の綵をた右よりのを御額よりて御じしろよ
もひひとすりて 級冠の人焉とす 指政翁人とて陰陽師
に時をとむる吉時よりて主上御帳中平姿の御冠
著御糸鞋と 糸鞋と翁玉と大床子のよさめむる御傍親公卿又

職事人改或奉行職事 御帳のしろれ邊鋪の事と候を次第政大臣等
敵上とて小抜敷アラシテ 陣の後に靴ブケ とげく左大臣伏座アシタツ
うちたるアリ かけ不^{アシ} 南ミナミ のにて靴とづくム卿ムニシ と伏座アシタツ とて 候て
御元服アラシテ の役アリ 太政大臣宣仁アキラヒ 入アガル 軒廊カーペン とめつた大臣アリ く
見アリ ねアリ その西アリ 南ミナミ 太政大臣庭中アラシテ にわりアリ みて版位の西アリ 面
に北面アリ た大臣アリ く練アリ て太政大臣の西アリ 面
太政大臣アラシテ 大臣相共アリ ふ再拜アリ 太政大臣アラシテ かアリ 入アガル 軒廊カーペン の車アリ 不立
西面又南面 左大臣アリ から入アガル 本所アリ 東面アリ 又太政大臣アラシテ 大臣相揖アリ て
馳アリ とけろアリ 東の洗器アリ 下アリ 北方アリ 南面アリ とあアリ 左大臣アラシテ 西洗器アリ 下
かアリ にあアリ て南面アリ た政大臣アラシテ とあアリ 寛仁の度アリ 御堂役アリ
宇治の父アリ て太政大臣アラシテ に任アリ 御加冠アリ を勅アリ 葵アリ 時榮親アリ の
所アリ と中納言某アリ と作アリ て水の役アリ とつとめアリ も其後これを
例アリ として代アリ の御加冠アリ の太政大臣アラシテ とす 親朋アリ の人又家礼アリ の公卿
代アリ (中納言冬議アリ と大納言用翁アリ と) おののきアリ とあアリ と
代アリ (安^{アシ} と傳アリ と云アリ) おののきアリ とあアリ と

寛仁をハ貞觀アリ と代アリ の太政大臣アラシテ とす可アリ て水を
かアリ すとそた大臣アリ のよどアリ よハアリ もアリ ま永アリ 休アリ 義アリ 久
これとほくアリ もあれととお德アリ 永享アリ に室町家時アリ の權勢アリ 小
よりて由^{アリ} 緒アリ の寧相中將アリ とて水アリ とづくアリ むこれハ例アリ と
あアリ にとて太政大臣アラシテ 東階アリ のりうアリ 箕子アリ 面
太大臣アラシテ 又西階アリ のりうアリ 大臣アリ とて立アリ 唐匣アリ とて
臺アリ 西御屏アリ の南面アリ とて大臣アリ とて立アリ 唐匣アリ とて
立ちて御帳アリ のりうアリ 御幘アリ をそつて 舍アリ のか 東御屏アリ の南面アリ とて
トアリ 又内侍御冠アリ をそつて 舍アリ のか 東御屏アリ の南面アリ とて
太政大臣アラシテ とて御冠アリ とて立アリ 御前アリ とて
祝詞アリ を奏アリ /

掛アリ 毛アリ 畏アリ 支アリ 天皇アリ 我アリ 朝廷アリ 令月アリ 乃吉日アリ 御冠アリ 加賜アリ 盛尔アリ
美支アリ 御良人アリ 度アリ 成利アリ 賜奴アリ 天神アリ 地祇アリ 相悅アリ 護利アリ 福信アリ
奉賜アリ 互アリ 御壽長アリ 久アリ 宝位アリ 勤アリ 久アリ 御座アリ 止申アリ

御帳臺のりて御冠を立てて坐きて簾子の本所
小向左大臣も主として御帳臺のりて御唐匣の角に御鬟
搔とて御鬟をたてて唐匣より一羽て蓋をして
あまきて簾子の車所より主上北底へ入御なるけ時左大臣
とよ移折を次々太政大臣左大臣に東西の階を下りて
太政大臣ハ北底、參る左大臣伏座もありてかげてゆる移政
五位大人は乍く御加冠をうるを院の御所よりもゆきよ
總冠の人にて御鬟をあまきよもつ考定の時能冠の人物色を
内侍よりく肉佐唐匣の臺のじよ置臺よりも次采サ貴鷹
と御帳中より小机二脚をすり一腳ハ御若臺とぞう
主上又御帳中より出御英檍深縫腋の西袍一腳ハ千鶴の脇とぞう
御糸鞋を着御足に御草鞋を着御他ぬだりて御帳量の下御傍親の
公卿古後よりゆきゆきのと次左大臣陣座を立てゆきよと

あひて西階をのりて御前をりて酒萬の下みつみて盃を
そりてせせりて破成盃よりて七をかくこととまく
みてれを面在右の大指をたゞく酒案のうもくに西よ
むひて立太政大臣ちうものとく弛をわたり東の洗湯の
下み立てよとあい東階をのりて左大臣のゆ立て盃を
すてヒの柄をまぐりてれを面御前よりて祝詞を
奏一

御酒惟厚久御者惟嘉芳支寂花平敬祭利
賜波諸神達悅歆太万遺乃味平掌賜波御體平外
御坐豆之天地乃休事平日月度共尔受保賜天平長乃
御世乃遠政御世尔貴比戴加御坐度申

御帳臺のりて御盃をすて主上これぞうきのれの

東の主の上より太政大臣より下りて庭中版位
の東より西面た大代を主と御帳より下りて着物の手觸
を拂ひそりてあまうるべし帳臺下にひざまづく
くらべ主上手觸の黒をそりぬけて海のまづら候ふる
ゆえ右大代御室もよもじて又は御帳臺より下りて器を
みそりて左大代御室の下より御帳より下りて庭ま
すもそて太政大臣の南より西
太政大臣左大代等再拜太政大臣主上北庇入御内傍親の立候
太政大臣左大代等よから入殿上をへり少底よゑ
左大代伏座よからむる末女をそて御帳中の小机をこ
りもそてつを南庇机等用くこよせてつを内苑主水洗
器中もそてつを次より官例よどりて御裳束を奉仕を
其儀怡中平次の御座をそりて御侍子を主として坐め

御れをあはゆのとく太政の圓座を主裝束司辨丸
を鑑故也掃放寮南階東西の殿上人上官の座を
いくか右近傍南階東西の胡床をそりけ間昔ハ少幼言
辨外記史月華門外南腋席子にそて車とたる事中ひりけ
近衛次將装束等もよどく陣をひく主上御侍子に着御車
をそりけ時御執持政御宿よゆる御侍劍臺をそりて至わの御れ
をく近衛警と稱せ殿上人上官木階下の座よびくム卿陣座
をそりて外辨よむる左大臣ハ外弁をよつて陣よそまちひて天
禄以後の御り左大臣以下外弁の帳よ着く清とぞり御
左近次將閨門のと仰も次よ閨門閨司座よびく今記近衛
官人を召して公卿よ御つのと告げしも今日始めて公卿起座
居引の承明門作を入く庭中此標下より御年下してアリ
そ陣座よそく主上手敷よ還御近伏碑と称せ瀧司
かり入門をそく近休退入リ母后御園居の時ハ特とく小

其御方へ寄りて御拜章の事なりて本殿入御なれば後
御殿の御裝束と奉仕を公卿殿上よほくむし（ハ儀を至る人
主上益御座は着御御東帶 指政座に候も藏人頭くわく
公卿おうけいをめあき公卿座にゆく次よ 廉重れんじやうとひかえひかえとおもひて 次一軒
翁人頭勧益 藏人頭くわくのこにあくふそ 制冠者せいくわんしゃひふすとアモ 指政殿上おひわせでんじやうまよ
指政殿上おひわせでんじやうまよ 代作ださく冠者長袴ながばか勘定方かんじょう東庭とうていよどみを
拜家あいしてあくまく長袴ながばかの勘定方かんじょうの南みなみと 藏人頭くわく黄金こねと
多く又かく入く拜家あいして方かたり次二軒ふた 藏人頭くわく勧益くわく次勧
学院の小学生元服もとふくしてある當時そのときに事こと而ひ次三軒さん 藏人頭くわく勧益くわく内藏院うちくわく
あくまく貴伊勢海きいせかいとくらひて緑竹りょくちくの粧より次殿上おひわせ言人
あくまくけろ福ふくをゆふ

指政 青色少袍御半臂下襲御表袴

藏人頭くわくれをよ

大臣 御半臂下襲御表袴

大納言 御半臂下襲

中納言 御袍

参議二三位 白大袴

四位参議 紅大袴

侍臣四位五位六位 束縫じゆ足

己上祿ごじゆあが内苑寮ないえんりょうこれを潤じんをそ母后御同居の時ときに

母后の四方の祿じゆをゆす主上入御 公卿下前げぜん退下たいげん次大床

子の御膳ごぜんを供ごも藏人くわく必御陪膳ひぎはいぜんより

後宴ごくわんとハ御元服ごくわんの後ご宴會えんくわんがあつれて群臣ぐんじんよ酒祿しゅじゆをゆす

儀ぎ人じん後宴ごくわんをゆりひれりハ美平天祿びひらてんじゆ寛仁久安嘉應

文治元久美久建长たけなが建治正安延慶至德永享又

元日節會せつくわんと後宴ごくわんをゑひりひれりハ貞觀元慶天永大治

宝永ぼうえいおり又七日節會せつくわん後宴ごくわんとゑひりひれりハ永祚寛治

仁治寺り後宴日御変日のあれとぞくれも大治久安
くはとくにハ元日宴後宴とゑびれ一をもす
當日平且所司殿上殿下とぞひかる中務標とくに公卿
裳本ちきの仗座より參りほまる肉弁一上不系られハ
次の人又作官人をとて
試をもしむ外記をとて諸司をとふ大内記をとて宣命の
こと紙你も内記草がりて告入アリ肉弁残りとて奏
サクシムて清手事を作る内弁内記とて清書
走アシテと作ヒテ時清手事小卷波又外記とて外仕
奏をうぬ外記ヒトモトとある又職事ヒツヂとて奏聞返し
よふて外記とて列よりアリとて御アリ主上
南殿アシテ御執柄御裾アシテ内侍奴重アシテ近侍アシテ將
威儀女房供奉事アリと例アリかアリ也近侍陣アシテといくとアリ中
の御侍子アリ着御近伏故云譯アリと称アリ公卿外辨の帽アリ

上首諸司をとすアリのとく内年陣の後よて靴アリ
宜陽殿の元子にほく内侍西檻アリのをと肉弁謝座アリて堂上
の元子アリとく次内弁開アリと作ヒテ開司アリ内弁舍人アリ
少納言版アリとくけろ外弁公卿厚列内年大丈アリとく
とく宣アリを少納言アリとく外弁の上首アリ告アリ年公卿
兼明門代アリとて標下アリ近伏胡床アリとく
内弁殿アリとく列アリ加アリけろ來め御臺盤アリの把アリ
酒臺アリの把アリとく次上寿アリ列アリとくれて南階アリとのりうて
御酒臺アリの所アリとく来め御酒蓋アリとく醉アリ盛アリて上寿アリの今
にほく上寿アリの人アリとく御前アリよめんく陪膳アリ
采アリとく采アリ脚アリとく小アリみて御盞アリとく御臺盤アリ
の南アリの書アリとく上寿アリ人アリとくひまつとて祝詞アリ

卷一

掛毛畏支天皇我朝廷ミカト仕奉留親王ミタチ諸王モロコシキニ

諸臣ホ恐美
忍美申給久挂毛畏支天皇我朝廷
今月乃士口日尔御冠加賜天百礼具備利萬民
同悅太底万津留不勝此大慶之謹上萬歲千歲乃壽一
恐美恐美申賜波申

免伏アシとく擣ミルる。」て再拜。とけ時庭上の公卿同時より再拜を次
陪膳采女御盃マサニをそろて主上より奉る。遠長より持政兼平に付
主上御酒マサニとマサニをきこやして旧記舉酒と虚盃虚盃サニとくしのをマサニ奉マサニせられと
おひりて後取トリの采女マサニよさうく采女マサニ酒臺サケタケに上マサニよもく上壽マサニの人
歎マサニのくすりて布列マサニよくするともく上壽マサニの年齡マサニ七旬マサニの人
元慶中マサニ被マサニ爲マサニ久清マサニ七十五年マサニ平中マサニ納言同枝幹卿マサニ七十四年マサニ寛治
權大納言源經信卿マサニ七十四年マサニ久安大納言後宗輔卿マサニ七十四年マサニ但一腰マサニの
權大納言後宗能卿マサニ建治大納言後隆親卿マサニ七十五年マサニ六旬人天祿權中卿マサニ

後宴のうちの時 次一歎を傳も臣下より内弁國極を從毛 又國極を夫々毛
三郎供毛 次歎を供毛也臣下より内辨奏して御酒勅使を作成二歎を傳毛
二歎を供毛也臣下より内辨奏して御酒勅使を作成二歎を傳毛
臣下より雅樂寮毛と奏毛伶人美明代より入て左右よりられて
參音声 春度鼓奏して毛た万葉樂裏頭毛右皇に委毛と
次まで音鳥長慶を奏して毛の経及寮祿の幸權と毛毛
内辨敵を毛り 万葉乐の縫又毛又委毛の 陣座毛尾とかある
内辨毛宣命と外辨毛見毛毛ひどく毛
毛毛めとりて毛りの毛とて御屏风の毛よ毛く毛て
内侍毛りと奏毛又敵毛りて毛系伏毛と
外記毛りと毛後宴毛と毛又毛外記毛毛毛毛毛
宣命毛勿毛取毛て毛り毛宣命毛宣命毛宣命毛宣
内弁以下敵毛りて毛中より宣命使敵毛りて版位
傳毛て宣制毛公卿再拜、軍禮毛毛毛毛毛
歎よりの毛りて毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛毛

禄所少す。後宴元日之禄取之て一文少ふ。これと多先後宴後宴。祿大臣白大褂一重。大中初三重。參議散二重。白大褂一領。四佐參議。紅大褂一領。諸大夫黃衾一領。冠孔儀注。よのせり行ひ不これととくのうて總取察。みづまき。元日。祿。古總取察。これとちげて。ゆめをうほのう。云卿。ゆく。ちよアウ。主上入御ある。弓の近仗。譯。と称。てありま。入る。

七日進賀表白馬宴恩赦大儀

七日進賀表白馬宴忌招才儀
前年賀表作了へ入參儒者也 持政直盧ヨシル作レ身家
右大弁大江音人元慶式部少輔 文章博士菱天神の天事
左少辨文章博士後朝綱清書外記史朱缺書者 天祿右大弁文章博士
菱浦正永清書外記史文章博士大江匡衡竹長 寬仁右少辨文章博士
菱資業清書外記史生光成 華治參議左大辨式部大輔勘解由長官
大江匡房卿清書少門記某外記史生 天永式部大輔參敷光清書少門記某

大治左中弁後實光朝

清書權右中弁
頃賴朝

久安文章博士後永範朝臣

清書左中弁

嘉應左中弁

清書權右中弁

頃賴朝

清書權右中弁

清書左中弁

嘉應左中弁

清書權右中弁

頃賴朝

清書少内記

文寧

式部大輔表為長卿

清書六位

佐繼

式部大輔表為長卿

外記某

建長文章博士表長成

鈎毛建治文章博士表在匡印

正安

式部大輔表明範卿

延慶藏人右少辨文章博士後貞名

永享少御言表

長卿

朝臣清書少外記

中原康富

宝永大内記文章博士表總長朝臣

友昌

柳公賀表

松葉

春日山田男山ふとの松乃

枝とリて先のを作りてかく故亥

やうとうや天承の文

敦光

加筆山

うりうて作る

しんく付くとくかくたとく故亥を

今日其のよほどくぬこを念へくはれそて當日作者表草成

摺政の直盧

からてある摺政

直盧表又併て外記小下

柳公賀表をもとし科をり其へとりて法書

玉毛

も清書をもとし科をり其へとりて法書

玉毛

も清書をもとし科をり其へとりて法書

玉毛

も清書をもとし科をり其へとりて法書

玉毛

も清書をもとし科をり其へとりて法書

玉毛

も清書をもとし科をり其へとりて法書

玉毛

も一とて殿上の口よりて 次第に五位藏人りて摺政乃御署をア 摺政殿上又着て賀表又署をもくらる藏事外記よかくしあかもうこれ左大臣以下 諸卿伏座又ほく外記賀表表官に入て外記今一人祝官をそりて左大臣以下の署をも伏座よひとみ云卿陣の後又北上西面よきをもひて署をもふ外記二人表官破官を公卿の前よ署加へふりてあ年の人外記表持ひもすりてアハくこのとくに入て元足にひて素足の號て床の座乃前よひ函ようじして表の案を昇て庭中を經南階とのりて階の中務浦並御とれ城壁と月花門外又ノ内門北藏事陣よつて賀表かくへま公卿乃よを仰せ 大鏡を二入申納て二人因年よひ人よお告本をもひて起立して就をつゝ月花門にむかひて表の案を昇て庭中を經南階とのりて階の間で東の弓よへりよくからうよく執みそて陣座ふくりあく内侍表官をそりて小底へりそまよそて摺政よ見え摺船女房に人よへるを昇て拂膳焉の邊よ御く次御事候よす

恩赦の事を作を因年大内記豆恩赦の事と作を因記
宣命草と奉る因年職事と至て奏被職事かくす
清書のみと作を因年因記と至て清書の事と作を次
内年大外記と至て外任奏と至て外記これと作を因記
職事と至て奏被職事の事に至くこれを奏氏
職事と至て外任奏と至く御年奏御侍所とくま
ト作を因年外記と至く任奏と至く御年奏
内侍所と付とくと作を因年内侍と作を法卿外
の極よ御く第一の人清司とくのとく因年仗座
とくとく御侍所とくのとく御近仗聲と称を因年宜陽殿の元年よつ
御侍よ著御近仗聲と称を因年宜陽殿の元年よつ
々内侍西控よのむ御舞御座とて御廊よかく入室人
とて廷尉佑とめを廷尉佑宣仁門を入て因年の弟よ
きむ因年施り以葉見後免とくとくと作を佑と至く
天皇御元服和抄と名付とくとく

尉よ作を因年西階とのうて堂上の元年よくおのうち
ほひの白馬節會の一とくとくとく

折天皇御元服の礼ハ貞觀以來 宝永まで
廿二代より代の式あるの日記など又記出
裁作りあらわとくとくとくとくとくとくとく
とくとくとくとくとくとくとくとくとくとくとく
天皇御元服和抄と名付とくとくとく

安永九年八月

公麗

恩赦の事と仰を内年大内丸豆 恩赦の事と仰を内記

尉より作を内年西階との入りて堂上の元子よげく出のうち
ほの白馬節會の一とよてりし勢

